

議案第 87 号

遺贈の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 22 日

提出者 目黒区長 青木英二

遺贈の放棄について

別紙のとおり遺贈を放棄する。

(説明) 遺贈を放棄するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出します。

別 紙

遺贈の放棄

1 遺言者

最後の住所 東京都目黒区 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

2 受遺者

目黒区

3 遺言の内容

遺言者は、一定の条件を付して東京都に財産を遺贈する。ただし、東京都が当該遺贈を放棄するときは、同条件を付して目黒区に当該財産を遺贈する。

4 遺贈の対象となる財産

(1) 土地

ア 東京都目黒区 [REDACTED]

602.03 平方メートル

イ 東京都目黒区 [REDACTED]

1,630.81 平方メートル

ウ 東京都目黒区 [REDACTED]

1,371.90 平方メートル

(2) 建物

ア 東京都目黒区 [REDACTED]

延122.69 平方メートル

イ 東京都目黒区 [REDACTED]

延115.69 平方メートル

ウ 東京都目黒区 [REDACTED]

延264.45 平方メートル

エ 上記の土地上に存在する未登記の建物

(3) 動産

上記の土地上及び建物内に存在する動産

## 5 遺贈の放棄の理由

遺贈の対象となる財産について、遺言者の遺志に応えて使用することが困難であるため、遺贈を放棄する。

## 参考

### 地方自治法抜粋

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～九 (省略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一～十五 (省略)

2 (省略)